

令和 8 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練富山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、緊急消防援助隊の消防活動上の技術と連携能力の向上を図ること、また、県及び消防本部の受援計画の検証を行うことを目的として、令和 8 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を実施する。

富山県内に大規模な災害が発生したことを想定して様々な会場設営及び訓練を実施する必要があることから、民間事業者等の経験を活用し、効果的・効率的に訓練を実施できるよう、公募型プロポーザルにより受託事業者を募集する。

2 業務概要

（1）業務名

令和 8 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練事業業務委託

（2）業務内容

別紙「令和 8 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（3）契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

（4）委託料上限額

25,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定する。

3 参加資格、条件等

- （1）提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- （2）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （3）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （4）法人税、法人事業税、消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。
- （5）次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

- (6) 過去に、国、都道府県又は政令指定都市（国、都道府県又は政令指定都市に事務局を設置した防災訓練の実行委員会等を含む。）が発注した類似業務に関し受注実績（グループ会社による実績を含む。）があり、確実に履行できる者であること。

4 参加手続等

(1) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合、参加申込書（様式 1）を令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時までに電子メールで提出すること。

(2) 質問

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式 2）を令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時までに電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭による質問、本プロポーザルに関係のない質問、他の応募者に関する質問などは受け付けない。

また、受け付けた質問に対しては、8 月 14 日（金）までに全ての参加者に電子メールで回答する。

5 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を申し込んだ者は、別紙「令和 8 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練事業業務委託仕様書」を踏まえ、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 24 日（月）17 時必着

(2) 提出方法

ファイル形式は PDF とし、電子メールにて提出すること。また、送信後、必ず電話で到達を確認すること。

(3) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

・実施計画及び全体スケジュールを含む。

② 業務実施体制報告書（任意様式）

・会社等の業務概要

・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制等

・過去の類似業務の実績

③ 経費見積書（任意様式）

・本業務を履行するための一切の経費を算出し、見積書を提出すること。

・経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。

・上記 2（4）の予算の範囲で作成すること。

6 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を行い、委託候補者を決定する。

※見積書の金額が安価な提案者を第一に採用するものではない。

① プレゼンテーションの日時

具体的な日時・場所は、別途連絡する。

② 実施方法

対面又はオンライン

③ その他（予定）

当日の説明は、企画提案時に提出した企画書等のみを使用し、追加資料の使用を認めない。

プレゼンテーションを実施する場合、持ち時間は 1 社あたり概ね 20 分程度（説明 15 分、質疑応答 5 分）とする。

(2) 審査基準（仕様書も参照すること）

審査項目	審査内容	配点
業務遂行能力	・過去の類似業務の経験や知見が豊富にあるか。 ・必要な専門知識を有しているか。 ・業務を円滑に実施できる組織、人員体制となっているか。 ・県内事業者の活用など、速やかに円滑な連絡が取れる体制を構築できるか。	30 点
企画提案実施能力	・全体として、業務の趣旨や目的を理解しているか。 ・独自の発想に基づき創意工夫ある提案であるか。 ・具体的かつ実現可能なスケジュールや内容となっているか。 ・安全に訓練を実施できるよう工夫されているか。	60 点
積算の妥当性	・提案内容を実現するために必要な経費が漏れなく計上されており、積算根拠・委託費総額等が妥当といえるか。	10 点
合 計		100 点

(3) 審査結果の通知

審査結果は後日書面で通知し、審査結果に対する不服申し立てはできないものとする。

7 その他

- (1) 提出いただく案は、参加業者 1 社につき 1 案とする。
- (2) 次に掲げるものの提案は、無効とする。
 - ① 所定の期日までに提出しなかったもの。
 - ② 今回のプロポーザルに関する条件またはあらかじめ指示した事項に違反したもの。
 - ③ 提出書類に虚偽の内容を記載したもの。
 - ④ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったもの。
- (3) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (4) 委託候補者と実行委員会は、内容を別途協議の上、契約を締結する。委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委託候補者と実行委員会は、企画提案の内容をもとにして、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などを協議したうえで、随意契約の手続きを行う。
- (5) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 参加申込後にプロポーザルの参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 本要領の内容に不明点がある場合には、実行委員会担当者の指示に従うものとする。

8 実施スケジュール（予定）

ア 参加申込・質問受付期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時必着
イ 質問に対する回答	令和 8 年 8 月 14 日（金）
ウ 企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 24 日（月）17 時必着
エ プレゼンテーション	令和 8 年 8 月下旬～9 月上旬（予定）
オ 審査、受託業者決定	令和 8 年 9 月上旬（予定）

9 提出先・問合せ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号（防災危機管理センター 4 階）
緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練富山県実行委員会
（事務局：富山県危機管理局消防課）
TEL：076-444-3188
E-mail：ashoboka@pref.toyama.lg.jp